

関西電力からの報告の概要
(22日12時40分までに受けたもの)

- 3台ある蒸気発生器（以下「SG」という。）の伝熱管全数(※1)について、健全性を確認するためECTを実施（SGに係る定期事業者検査期間は平成30年6月20日から平成30年6月22日。）。
- その結果、A-SGの伝熱管2本の高温側管板(※2)部で、きず等の存在を示す有意な信号指示（以下「欠陥指示」という。）が認められたことから、10時52分、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第3号に定める、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において当該機器等が実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第18条及び第56条に定める基準(※3)に適合していないと認められたときに該当すると判断。
- 伝熱管に欠陥指示が認められた原因については、過去の経験と同様のきずであることから、SG製造時の引張り残留応力と運転時の内圧及び高温の1次冷却材環境が相まって、伝熱管内面から応力腐食割れが発生・進展したものと推定。
- 欠陥指示が認められたSG伝熱管2本については、今後、高温側及び低温側のSG管板部で施栓し供用しないこととする。
- B、C-SGの伝熱管については、欠陥指示は認められなかった。
- なお、本事象による環境への放射能の影響はない。

※1 過去に同様の欠陥指示が認められ、施栓した伝熱管を除きA-SGで3247本、B-SGで3248本、C-SGで3259本、合計9754本。

※2 伝熱管が取り付けられている部品。伝熱管と管板で1次冷却材と給水の圧力障壁となる。

※3 使用中の亀裂等による破壊の防止に係る基準。第18条は安全上重要な機器等、第56条は常設重大事故等対処設備を対象。